

＜2026年度神奈川子ども未来ファンド助成事業 募集要項補足＞

※子ども・若者や子育てに関わる人が地域の中で育ちあう「場」とは、次のような内容・形態が考えられます。

＜内容＞

- ・ 乳幼児親子が、気軽に立ち寄り、仲間を見つけられる親子の「ひろば」
- ・ 子どもや若者が、ありのままの自分を大切にできる「居場所」
- ・ 一人ひとりの状況に応じたカリキュラムを提供するまなびの「場」
- ・ 異年齢の子ども・若者や孤立しがちな親子が、食を通して繋がり合えるような「場」
- ・ 「非行」をした若者が生き方を探す「場」
- ・ 家庭や学校に居場所がない子どもたちのための緊急避難の「居場所」
- ・ 電話等での相談活動
- ・ ひきこもり傾向にある若者への支援活動
- ・ 外国籍児童、障がい児等、共通する事情や悩みのある子どもや親が集い、支えあえる「場」
- ・ その他、子ども・若者や子育てに関わる人が地域の中で育ちあえる「場」

＜形態＞

- ・ 団体がスペースを保有または賃借している場合
- ・ 団体の関係者が自宅等を開放している場合
- ・ 企業等の協力でスペースをなく、提供してもらっている場合
- ・ 公共施設を利用している場合

【よくあるご質問】

Q 何か新しい事業を計画しなくては、助成応募できませんか？

A いいえ。新規の事業だけでなく、現在の事業や活動を充実、強化させる取組みも対象となります。応募いただく事業により、実施後にどのような変化を生み出したいのか、応募用紙「書式2」に具体的かつ明確に記述して下さい。

Q 現時点では、「場」を週1日以上開くようになってから、まだ1年経っていません。どの時点で1年経っていれば応募できますか？

A 応募締切時点（2026年1月25日締切）で、1年以上経っている必要があります。

Q 助成金の全額を人件費や家賃に充てることもできますか？

A はい。応募金額全額を、人件費や家賃に充たいという応募も可能ですが、その必要性和継続性をわかりやすく記述してください。

Q 助成継続の手続きはどうしたらよいですか？

A 最長3年まで継続助成の可能性はありますが、本事業は単年度助成のため、年度ごとに応募し選考される必要があります。異なる事業・取組みで継続して応募する場合も、団体として通算3年迄となります

以上